

児童手当などの手続をしましょう



問い合わせ／こども家庭課（市役所4階） ☎55-2738 ㊚51-0247

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など		申請に必要なもの			
児童手当	0歳～中学3年修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます。	所得制限限度額未満の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上小学6年生まで》 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円 《中学生》 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円		<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の印鑑 ●申請者名義の預金通帳 ●申請者の健康保険証もしくは年金加入証明書(用紙はこども家庭課) ●請求者の個人番号カード(もしくは通知カード及び運転免許証などの顔写真つき身分証明書) ●配偶者の個人番号カードもしくは通知カード 			
		<table border="1"> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>774万円</td> </tr> </table>	扶養人数(例)	所得制限限度額		2人	698万円	4人
扶養人数(例)	所得制限限度額							
2人	698万円							
4人	774万円							
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父(事実上婚姻関係がある人は除く)、養育者 ○離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ○父または母が重度の障害の状態にある ○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。	例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 95万円	児童1人 4万2,330円 (平成28年4月～)	2人目 所得に応じて 5,000円～ 1万円	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等の確認書 ●申請者と児童の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ●申請者の印鑑 ●申請者名義の預金通帳 ●申請者の健康保険証 ●申請者の年金手帳 ※申請者本人による事前相談が必要です。			
		例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 9,990円～ 4万2,320円 (平成28年4月～)	3人目以降 所得に応じて 3,000円～ 6,000円 (平成28年8月～)				
母子家庭等医療費	○20歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭の母(父)と児童 ○20歳未満で両親のいない家庭の児童 ○配偶者の身体に重度の障害がある家庭の母(父)と20歳未満の児童 ○配偶者がDV保護命令を受けたため、その扶養を受けることができない母(父)と児童	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。	助成の範囲		<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の印鑑 ●健康保険証(対象者全員分) ●申請者名義の預金通帳 			
	小学校就学の始期から義務教育終了までの母子(父子)家庭などの児童で、1回の入院が14日を超えた人	なし	保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にならないもの(個室使用料・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。 ※平成28年7月診療分から食事療養標準負担額が助成の対象になりました。			<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の印鑑 ●健康保険証(対象者全員分) ●申請者名義の預金通帳 ●領収書 		
子ども医療費	対象年齢	自己負担金		<ul style="list-style-type: none"> ●申請者の印鑑 ●母子手帳 ●子どもの健康保険証 				
		通院の場合	入院の場合					
0歳～中学3年修了前 (15歳到達後最初の3月31日まで)	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし。 処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません。	なし ※平成28年10月診療分から入院時自己負担額(食事療養標準負担額を含む)が無料になりました。	どの制度も、申請内容により、欄内の項目以外の場合があります。					

※「児童扶養手当」と「母子家庭等医療費」の手続は、申請者本人がこども家庭課へ。
 ※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。